

平成十八年三月十七日受領  
答弁第一三三一号

内閣衆質一六四第一三一号

平成十八年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健康管理休暇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健康管理休暇に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

ミクロネシア連邦（以下「ミクロネシア」という。）経済省統計局が公表している統計によれば、観光目的でミクロネシアを訪れた日本人の数は、平成十五年が三千四百五十一名、平成十六年が三千三百三十四名である。その他のお尋ねについては、確認できない。

四について

在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館及び在ミクロネシア日本国大使館に勤務する在外職員は、その勤務地が、熱帯性の気候や医療事情等にかんがみて、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地であると認められることから、健康管理休暇を取得できるととされている。